令和３年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和４年１月１日から同年３月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１４件（１４名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［１］ | １［１］ | ３［４］ | ０［１］ | ５［ ７ ］ |
| 支援学校 | ０［２］ | １［３］ | ４［１］ | ０［０］ | ５［ ６ ］ |
| 中学校 | ０［０］ | ２［０］ | ２［０］ | ０［０］ | ４［ ０ ］ |
| 小学校 | ０［０］ | ０［１］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［ １ ］ |
| 合　計 | １［３］ | ４［５］ | ９［５］ | ０［１］ | １４［１４］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［１］ | １［１］ | ４［２］ | ０［０］ | ６［ ４ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | １［１］ | ５［２］ | ０［１］ | ６［ ４ ］ |
| 公務外非行関係 | ０［２］ | ０［３］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［ ５ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ２［０］ | ０［１］ | ０［０］ | ２［ １ ］ |
| 合　計 | １［３］ | ４［５］ | ９［５］ | ０［１］ | １４［１４］ |

（１）一般服務関係…６件（６名）

①体罰…１件（１名）

・　府立高等学校　男性講師（６２歳）『減給１月』

令和３年９月、水泳の授業中、プールサイドに座る生徒がもたれかかっていたビート板を蹴り、当該生徒を転倒させるという体罰を行った。

［管理監督責任］

校　長（５８歳）　訓戒

②営利企業への従事等制限違反…１件（１名）

・　府立高等学校　女性教諭（４１歳）『減給３月』

　連鎖販売取引を行う会社の会員となり、平成３０年４月から令和３年１

２月にかけて、約２９万円の収入を得た。

③職務専念義務違反等…３件（３名）

ア　市立中学校　男性講師（２３歳）『減給６月』

　令和３年５月から同年９月までの間、合計１５回・２時間２０分、授業

中にスマートフォンでゲーム等を行った。

　また、このことについて、保護者等に虚偽の説明を行った。

［管理監督責任］

校長（５９歳）訓告

イ　府立高等学校　女性主査（６０歳）『停職１月』

　平成３１年１月から令和４年１月にかけて、合計５０４回・１９４時間

３３分、勤務時間中に職場の業務用パソコンでパズルゲームをしていた。

［管理監督責任］

校　長（５９歳）厳重注意

元校長（５５歳）厳重注意

ウ　府立高等学校　男性教諭（６３歳）『免職』

　令和２年４月から令和３年１２月にかけて、合計１９９回・約６９５時

間、勤務時間中に職場を離脱した。

　また、職場を離脱する際、担当授業と勤務時間終了後の退勤打刻を、同

僚教員らに代行させた。

④虚偽報告…１件（１名）

・　府立高等学校　男性校長（５８歳）『減給１月』

令和３年５月下旬から同年１１月にかけて、教員の非違行為について調

査を懈怠し、教育庁に対し、繰り返し虚偽の報告を行った。

（２）公金公物関係…６件（６名）

　　①通勤手当の不正受給等…４件（４名）

ア　府立支援学校　女性教諭（３８歳）『停職１月』

平成３０年８月から令和２年１２月にかけて、許可なく、自動車で通勤

し、当該期間のうち、合計１６月について、通勤手当を不正に受給した。

また、平成３０年１０月から令和２年１０月にかけて、特別休暇を合計

１６回、６時間４５分不正に取得した。

［管理監督責任］

校　長（６２歳）　厳重注意

イ　府立支援学校　女性臨時実習助手（４４歳）『減給１月』

バス及び鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、

令和３年４月から令和４年１月までの間、バスによる認定経路について、

許可を得ずに原動機付自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

ウ　府立支援学校　男性講師（２４歳）『減給３月』

鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和３年

４月から同年１１月までの間、経路の一部について、許可を得ずに自動車

又はバイクで通勤し、通勤手当を不正に受給した。

また、令和３年５月から同年１１月までの間、出張に際して、公共交通

機関を利用する旨届け出たが、実際には自動車又はバイクを利用し、合計

１２回、出張旅費を不正に受給した。

［管理監督責任］

校長（６１歳）厳重注意

エ　府立支援学校　女性講師（３０歳）『減給３月』

鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、経路の一

部について、許可を得ずに自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

　　②出張旅費の不正受給…１件（１名）

　　　・　府立支援学校　女性講師（６０歳）『減給３月』

令和３年４月から令和４年２月にかけて、１１８回の出張のうち、８０

回について、旅費を不正に受給した。

③特殊勤務手当の不正受給…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（３６歳）『減給１月』

令和２年６月、同年８月及び同年９月に、実際には行っていない部活動

指導を行ったとして、特殊勤務手当を虚偽申請し、合計５日分の特殊勤務

手当を不正に受給した。

（３）交通法規違反等…２件（２名）

①無免許運転等…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（３２歳）『停職６月』

令和３年４月から同年１０月までの間、通勤や出張等のため、無免許で

バイクを運転した。

　また、令和３年５月から同年９月にかけて、自転車による通勤認定を受

けながら、無免許でバイク通勤し、通勤手当を不正に受給した。

［管理監督責任］

校　長（５９歳）　厳重注意

②酒気帯び運転…１件（１名）

・　市立中学校　男性講師（３０歳）『停職６月』

令和３年１１月３０日、バイクで酒気帯び運転した。

３　府教委の取組み

○　教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについて、従

前より未然防止や意識の向上を図ってきたが、「セクシュアル・ハラスメントに

関するアンケート」において、教員が生徒に帰宅を促す際に頭部に触れる、授業

中に寝ている生徒を起こそうとして肩に触れるなどし、生徒が嫌悪感や不快感を

抱くという訴えがあったことから、令和４年１月、府立学校の教職員に対して、

「児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について（通達）」を

発出し、児童・生徒に対して、身体的接触を行うことは、セクシュアル・ハラス

メントになり得ることを理解し、厳に慎むよう指示した。

○　令和４年度「府立学校初任者研修」、「新規採用者研修」において、服務等の

理解を通して公務員としての自覚を持たせるための講義を実施した（令和４年

４月５日からWeb配信方式により実施）。

○　令和４年度「府立学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向け

て、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示した（令和４

年４月２０日実施）

○　令和４年度「小・中学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向け

て、所属教職員の服務管理に関する指導・監督を徹底するよう指示する（令和４

年５月１２日からＷｅｂ配信方式により実施）。